

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年7月10日(2008.7.10)

【公表番号】特表2008-503504(P2008-503504A)

【公表日】平成20年2月7日(2008.2.7)

【年通号数】公開・登録公報2008-005

【出願番号】特願2007-516973(P2007-516973)

【国際特許分類】

A 6 1 K	33/24	(2006.01)
A 6 1 K	33/14	(2006.01)
A 6 1 K	33/10	(2006.01)
A 6 1 K	31/28	(2006.01)
A 6 1 K	31/59	(2006.01)
A 6 1 K	31/593	(2006.01)
A 6 1 K	33/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/28	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/02	(2006.01)
A 6 1 P	19/00	(2006.01)
A 6 1 P	19/10	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	33/24	
A 6 1 K	33/14	
A 6 1 K	33/10	
A 6 1 K	31/28	
A 6 1 K	31/59	
A 6 1 K	31/593	
A 6 1 K	33/06	
A 6 1 K	9/28	
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 P	3/02	1 0 2
A 6 1 P	19/00	
A 6 1 P	19/10	

【手続補正書】

【提出日】平成20年5月21日(2008.5.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも2種のストロンチウム塩を含む、薬学的組成物。

【請求項2】

少なくとも1種のビタミンD化合物を含む、請求項1に記載の薬学的組成物。

【請求項3】

請求項 1 に記載の薬学的組成物であって、ここで前記少なくとも 2 種のストロンチウム塩は：ショウノウ酸ストロンチウム、炭酸ストロンチウム、塩化ストロンチウム、クエン酸ストロンチウム、エタンスルホン酸ストロンチウム、フマル酸ストロンチウム、グルコン酸ストロンチウム、乳酸ストロンチウム、リンゴ酸ストロンチウム、マレイン酸ストロンチウム、マロン酸ストロンチウム、メタンスルホン酸ストロンチウム、硝酸ストロンチウム、シュウ酸ストロンチウム、リン酸ストロンチウム、ケイ酸ストロンチウム、コハク酸ストロンチウム、硫酸ストロンチウム、および酒石酸ストロンチウムの群から選択される、薬学的組成物。

【請求項 4】

請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の薬学的組成物であって、前記少なくとも 2 種のストロンチウム塩が：炭酸ストロンチウム、塩化ストロンチウム、およびケイ酸ストロンチウムの群から選択される、薬学的組成物。

【請求項 5】

前記組成物が炭酸ストロンチウムを含む、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の薬学的組成物。

【請求項 6】

前記組成物が、SrCl₂、SrCl₂ · 2H₂O、SrCl₂ · 6H₂O の群から選択される塩化ストロンチウムを含む、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の薬学的組成物。

【請求項 7】

前記塩化ストロンチウムが SrCl₂ · 6H₂O である、請求項 6 に記載の薬学的組成物。

【請求項 8】

前記組成物が塩化ストロンチウム 6 水和物および炭酸ストロンチウムを含む、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の薬学的組成物。

【請求項 9】

前記少なくとも 1 種のビタミン D がビタミン D₃ である、請求項 2 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の薬学的組成物。

【請求項 10】

前記薬学的組成物が可溶化剤を含む、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の薬学的組成物。

【請求項 11】

軟骨または骨の障害 / 疾患の予防または処置のための医薬品の製造のための、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の薬学的組成物の使用。

【請求項 12】

前記医薬品が骨粗鬆症の治療または予防のためである、請求項 11 に記載の使用。

【請求項 13】

前記医薬品が末梢性の投与のためである、請求項 11 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 14】

前記医薬品が経口投与のためである、請求項 13 に記載の使用。

【請求項 15】

放出されるストロンチウムの量が 45 分以内で少なくとも 40 % である、請求項 11 ~ 14 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 16】

前記医薬品が錠剤として処方される、請求項 11 ~ 15 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 17】

前記錠剤がコーティング錠である、請求項 16 に記載の使用。

【請求項 18】

前記医薬品が制御放出のために処方される、請求項 11 ~ 17 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 19】

前記医薬品が溶解可能な医薬品として処方される、請求項11～18のいずれか1項に記載の使用。

【請求項 20】

前記医薬品が矯味矯香付き飲料である、請求項11～19のいずれか1項に記載の使用。

【請求項 21】

1投与量が3.0～15mmolのストロンチウムを含む、請求項11～20のいずれか1項に記載の使用。

【請求項 22】

請求項11～21のいずれか1項に規定される医薬品の治療上有効な量を含む、治療のための組成物。

【請求項 23】

軟骨または骨の障害／疾患の治療または予防のための、請求項22に記載の組成物。

【請求項 24】

骨粗鬆症の治療または予防のための、請求項22に記載の組成物。

【請求項 25】

3.0～15mmolのストロンチウムが投与量あたり投与される、請求項22に記載の組成物。

【請求項 26】

前記組成物は、カルシウムを含む医薬品と組み合わせて投与され、ここで該医薬品の投与が該組成物の投与とは分離されている、請求項22に記載の組成物。

【請求項 27】

以下：

i) 少なくとも2種のストロンチウム塩を含む医薬品、および

ii) 少なくとも1種のカルシウム塩を含む医薬品

を備えるパートのキットであって、組成物i)およびii)が別個の単位であるパートのキット。

【請求項 28】

前記医薬品i)が請求項1～10に規定される薬学的組成物の1つ以上の特徴を有する、請求項27に記載のパートのキット。

【請求項 29】

前記医薬品が請求項11～21に規定される医薬品の1つ以上の特徴を有する、請求項28～30のいずれか1項に記載のパートのキット。